

## 第 2 回検討会 質問事項に対するご回答

商工中金

1. 中小企業のための金融機関として発展していくためには、政府保有株式を全て処分し、中小企業のみが株主となることが有力な選択肢と考える。  
(翁委員)

⇒ 民のガバナンスへの移行は、自立且つ自律した「中小企業による中小企業のため」のガバナンスを実現。経営責任は組合と中小企業に選ばれた経営陣が負うものと明確化され、現状のような責任の所在の不明確さも解消される。

もちろん、民営化後も、更なるガバナンス体制強化にしっかりと取り組んでいく所存。例えば、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行も検討していく、また、非上場は継続するものの、体制変更と共に、コーポレート・ガバナンスコードへの準拠への取組みを強化していく。

⇒ 政府株の処分については、

- ①メンバー中小企業のための金融機関という商工中金の役割が明確化され、地域金融機関と足並みを揃えた連携協業が可能となる
- ②これまでの自助努力により、ビジネスモデルが確立、一定の自己資本が蓄積、財務の健全性が向上し、格付け低下懸念は相当薄まっている
- ③上記の「中小企業による中小企業のため」のガバナンスが実現する、という意義があるものと思料。

また、前回の在り方検討会の方向性に沿って、完全民営化を実現するとの経営方針の下で役職員一同取り組んできており、このタイミングで歩みを止めることは、役職員の気持ちやモチベーションを逆なでする可能性があることに加え、コロナ等の影響を受けた中小企業に対して、現行商工中金法で定められた業務制限を早期に外して、高度なソリューションを提供するためにも、「いま」政府株を処分することが必要と思料。

2. 株主資格制限は、現行法の通り全体を制約する必要があるという考えか？  
資本調達や株主間の多様性といった観点から、一定程度は性質の違う株主  
がいることも容認するという考えはあるか？

(家森委員・伊藤委員)

⇒ 中小企業組合及びその構成員の金融の円滑化を目的とする商工中金において、株主・ユーザーの皆さまの強いお声がある通り、株主資格制限は一株主当たりの議決権制限（5%）とともに現行法の体系を維持すべきであると考えている。仮に資格制限を緩和するのであれば、少なくとも現行法の趣旨<sup>1</sup>に基づき、例えば中小企業団体中央会や商工会議所さま等が加わるといったことであれば、株主・ユーザーの皆さまのご理解を得られるものとする。

また、同質性という観点でも、中小企業は業種・規模・地域等千差万別であり、株主資格を組合や中小企業に限ったとしても、株主の多様性は確保され（株主数は約23千者）商工中金の競争力低下には繋がらないと考える。

3. 民間金融機関との連携・協業についての考えは？

(家森委員・翁委員)

⇒ 地域経済が様々な課題を抱えている中で、民間金融機関と連携・協調していかなければ、シェアや店舗網等が限定的な商工中金だけでは業務ができない、中小企業の皆さまのお役に立てないと考えている。リスクシェアの観点からも、民間金融機関との連携・協業が不可欠と考えている。

これまで、民間金融機関との連携協定の締結（21年度143件、22年度上期33件）も進んでおり、民間金融機関との良い関係が構築されてきているものと思料。今後も民間金融機関のニーズに応じて協力関係を拡充させていく所存。

なお、特別準備金は、例えばスタートアップや再生企業などを含めリスクの高い中小企業向け金融を行っていくために活用されるべきものであり、特別準備金を背景に低利融資で民間金融機関の肩代わりを推進するといった

---

<sup>1</sup> 現行法第6条第1項第12号において、株主資格を「主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接又は間接の構成員」を政令指定できることが定められている。

ことは、クレジットポリシー（私たちは、お客さまとのリレーションに基づかない金利面のみでの競争は行いません）に反する行為であり断じて行わない。

#### 4. 現行店舗網は維持するのか？

（家森委員・翁委員）

⇒ 現行店舗網は維持していく方針。直接お客さまと対話し、信頼関係を築き、要望に応じていくリレーションシップバンクが当金庫の特徴。店舗網維持に必要なコストは、業務量を最大 75%削減・軽量化等を進めることでコストを抑えながらサービスを向上させていく所存。